



災害等廃棄物処理事業費補助金

平成29年度補正予算（案）
6,449百万円

事業目的・概要等

事業概要

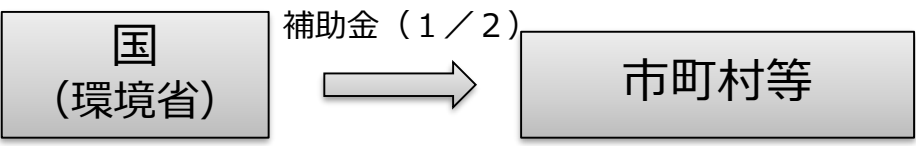
背景・目的

自然災害により発生した廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

【根拠法令】
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

- (1) ごみ処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。
- (2) し尿処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

事業スキーム



期待される効果

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援することにより、被災市町村における早期の復旧・復興が図られる。

イメージ

	通常	熊本地震	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	-	事業費の2.5%から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、基金を取り崩して措置する。（事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村）	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	-	-
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	災害対策債の発行条件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	震災復興特別交付税により全額措置	同左	同左